

京都大学客員教授及び客員助教授選考基準第二条の運用に関する申合せの全部改正について

京都大学客員教授及び客員助教授選考基準第二条の運用に関する申合せ（昭和五十一年十二月二十一日評議会決定）の全部を次のように改正する。

京都大学客員教授及び客員助教授に関する規程第二条の運用に関する申合せ

1 第一項中、「非常勤の講師」に係る規定は、当分の間、本学の客員講座又は客員研究部門を担当する非常勤の講師に限って適用するものとする。

2 第二項の規定は、次の場合に限って適用するものとする。

一 国の機関、他の国立大学法人、特定独立行政法人等の職員（次号において「法人等職員」という。）が、本学の客員講座又は客員研究部門を担当する場合。

二 講座、研究部門等に教授又は助教授を欠く場合において、法人等職員をもつて当該講座、研究部門等の教育又は研究に従事させる必要がある場合。